事業者指導体制

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｒ６.４

福祉監査課における介護サービス事業者指導・監査の業務及び担当地域区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担当 | 業務 | 連絡先 | 担当地域区分 |
| 介護事業担当 | （１）指定居宅サービス事業者（高齢施設担当及び介護保険施設担当が担当するものを除く。）  （２）指定介護予防サービス事業者（高齢施設担当及び介護保険施設担当が担当するものを除く。） | TEL：048-830-3257  FAX：048-830-4788 | 全域 |
| 高齢施設担当 | （１）指定介護老人福祉施設  （２）指定居宅サービス事業者のうち、（１）に併設する通所介護及び短期入所生活介護  （３）指定居宅サービス事業者のうち、特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）  （４）指定介護予防サービス事業者のうち、（１）に併設する介護予防短期入所生活介護 | TEL：048-830-3446  FAX：048-830-4788 | 全域 |
| 介護保険施設担当 | （１）介護老人保健施設、介護医療院  （２）指定介護療養型医療施設  （３）指定居宅サービス事業者のうち、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第５条の規定により登録されているサービス付き高齢者向け住宅に限る。）  （４）指定居宅サービス事業者のうち、（１）から（３）に併設する通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護及び短期入所療養介護  （５）指定介護予防サービス事業者のうち、（１）から（３）に併設する介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護 | TEL：048-830-3239  FAX：048-830-4788 | 全域 |

**※「介護事業担当」及び「介護保険施設担当」は、業務区分による内部呼称、左記担当全体としては「介護保険施設・介護事業担当」**